

第Ⅰ章 本研究の概要

1. 研究の背景

(1) 学習指導要領の改訂に係る中央教育審議会の報告について

平成 28 年 12 月 21 日、中央教育審議会において、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（中央教育審議会, 2016）」が取りまとめられた。そこでは、子供の障害の状態や発達の段階に応じた組織的、継続的な支援を可能にするために、育成を目指す資質・能力についての基本的な考え方について、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校と共有するという方向性が確認された。この背景にあるのが、障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念である。障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

中央教育審議会（2016）は、資質・能力の育成に当たって教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成、指導の計画と実施を求めており、個々の子供の発達課題や教育的ニーズに応じて指導の充実を図ることを重要視している。特別支援学校在籍児童生徒数、重複障害児童生徒数、特別支援学級在籍児童生徒数、通級による指導対象児童生徒数の増加傾向や、小・中学校等での特別支援教育体制整備の状況（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課, 2018）を踏まえると、今後も多様な学びの場における指導の充実を目指し、教育課程の編成、実施、評価、見直しの在り方が検討される必要がある。

(2) 今日的な課題と学習指導要領改訂の要点

①特別支援学校における教育課程の編成・実施に関する課題

わが国が推進するインクルーシブ教育システムでは、障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶことができるよう配慮する観点から、本人・保護者の意見や学校の状況等を踏まえた総合的な就学先の判断・決定が行われる。また、障害のある児童生徒等に適時適切な教育環境をきめ細かく提供する観点から、就学先決定後の柔軟な転学に関する規定も設けられている。このようなシステムを機能させ、一人一人の子供の障害の状態や発達の段階に応じた、組織的・継続的な支援や指導を可能とするためには、教育課程の連続性を十分に考慮する必要がある。

この点で、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の教育課程が小学校等の各教科等の改訂内容を踏まえているか、ということが課題となっている（中央教育審議会, 2016）。平成 29 年告示の

小学校及び中学校学習指導要領（文部科学省, 2018a, b）では、社会の変化に視点を向け、柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」の考え方、及び育成を目指す資質・能力についての基本的な考え方を踏まえた教育課程の編成や、課題の発見や解決に向けた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、カリキュラム・マネジメントの実施、といったことが目指されている。この様な、初等中等教育全体の改善・充実の方向性は、特別支援学校においても重視することが必要となる（中央教育審議会, 2016）。

知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校では、児童生徒の教育課程が適切に編成、実施されているか、ということが課題といわれている（中央教育審議会, 2016）なる。平成 29 年告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（文部科学省, 2018c; 以下、「小学部・中学部学習指導要領」とする）、平成 31 年告示の特別支援学校高等部学習指導要領（2019c; 以下、「高等部学習指導要領」とする）では、知的障害のある児童生徒のための各教科等の目標や内容は、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理された。その際、各学部や各段階、幼稚園や小・中・高等学校の各教科等とのつながりに留意し、各段階に目標を設定したり、中学部に第二段階を新設し、段階ごとの内容を充実させたり、小学部の教育課程に外国語活動を設けることができる規定を設けたりした。合わせて、児童生徒の学習状況を多角的に評価するため、各教科の目標に準拠した評価による学習評価の導入、学習評価を基にした授業評価や指導評価の実施を通して、教育課程編成の改善・充実に生かすことのできる PDCA サイクルを確立する必要性も指摘されている（中央教育審議会教育課程部会児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ, 2018）。

重複障害児童生徒に対する適切な教育課程の実施について、小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領（文部科学省, 2018c, 2019c）は、課題を整理している。教科等の内容の連続性の視点から、各教科等の目標・内容をどのように精選するか、取り扱わなかったり前各学年の目標・内容に替えたりした場合に取り扱わなかった内容をどう履修させるか、障害の状態に応じて自立活動を主とした指導をどう行うか、といった点は、適切な教育課程の編成、実施から見て重要な視点となる（中央教育審議会, 2016）。

自立活動の内容の改善、充実を図るという課題も、小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領（文部科学省, 2018c, 2019c）において整理されている。多様な障害の種類や状態等のある特別支援学校在籍児童生徒に加え、発達障害を含めた障害のある児童生徒が小・中学校等で学んでいることから、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導といったそれぞれの場において、きめ細かな自立活動の指導の充実を必要としている。これを踏まえ、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（文部科学省, 2018f）では、自立活動の指導と各教科等の指導との密接な関連を保つこと、児童生徒の多様な実態に応じた指導が可能となるよう自立活動の内容に「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」を加えるなどの充実を図ったこと、個別の指導計画の作成に際して「指導すべき課題」を明確にする手続きを加えるなど作成過程での配慮事項を示したこと、特別支援学級及び通級による指導で編成される特別の教育課程において自立活動の扱いを明示したこと、といった内容が改訂の要点となっている。

②小・中・高等学校等における特別の教育課程の編成に関する課題

わが国では、障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指している。この実現のためには、子供の障害の状態や発達の段階に応じた組織的・継続的な指導や支援ができるよう、教育課程の連続性を考慮する必要がある（中央教育審議会, 2016）。この点で、小・中・高等学校等と特別支援学校の教育課程の連続性は、平成 29 年告示の小学校・中学校学習指導要領（文部科学省, 2018a, b; 以下、「小・中学校学習指導要領」とする）、平成 30 年告示の高等学校学習指導要領（2019a; 以下、「高等学校学習指導要領」とする）において大きく扱われた課題といえる。

特別支援学級については、小・中学校等の各教科の目標・内容との連続性を踏まえつつ、教育課程編成の基本的な考え方として自立活動を取り入れることや、実態に応じた特別の教育課程の編成を行うことが小・中学校学習指導要領で示された（文部科学省, 2018a,b）。自立活動における個別の指導計画に関して作成手順の例や、教育課程の編成における各教科の目標設定に至る手続きの例が、小・中学校の学習指導要領解説総則編に示されており（文部科学省, 2018d,e）、全ての教職員に理解が求められる。

通級による指導については、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う教育形態であるということが、小・中学校学習指導要領（文部科学省, 2018a, b）に加え、高等学校学習指導要領（文部科学省, 2019a）にも示された。いずれの学校段階においても、各教科等と通級による指導との関連を図るなど教師間の連携に努めながら、効果的な指導が行われることが期待されている。その中であって高等学校は、教育課程の一部に替えて通級による指導を行う場合に替えられない各教科等があるなど、独自の制度となっている。平成 30 年の制度化から間もないこともあり、適切な教育課程の編成・実施のためにも、教育課程の在り方を把握することは重要といえる。

③小・中・高等学校等の通常の教育課程における特別支援教育の課題

小・中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領では、通常の教育課程における特別支援教育の充実についても踏み込んだ記述を行っている。通常の学級において、発達障害を含む障害のある子供が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての例が具体的に示されることとなった（文部科学省, 2018d, 2018e, 2019b）。そして、必要な配慮の引継ぎが円滑に行われるよう、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成や活用にも努めるとしている（文部科学省, 2018a,b, 2019a）。

個別の教育支援計画は、障害のある児童生徒などが生活の中で遭遇する制約や困難の改善・克服を目指し、在籍校のみならず、家庭、医療機関における療育事業及び福祉機関における児童発達支援事業における、支援の目標や内容、関係機関の役割を示す（文部科学省, 2018d,e, 2019b）。個別の指導計画は、きめ細やかな指導を目指し、教育課程を具体化し、障害のある児童生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を示す（文部科学省, 2018d,e, 2019b）。通常の教育課程に位置付く各教科等の指導において、障害のある児童生

徒などが学習活動で生じる困難さを把握し、計画的、組織的に指導に当たるためには、適切かつ具体的な個別の指導計画の作成、活用が期待される。そして、学校生活に留まらず、長期的な視点で一貫した支援が行われるように、個別の教育支援計画の作成、活用も期待される。

また、通常の学級では、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度の育成を進めている。特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習については、学校間交流に比べて教育課程の位置付けや時間割などの調整が容易であること、教科等横断的な視点から児童生徒等の意識や行動の変容が期待できる（心のバリアフリー学習推進会議, 2018）。学習指導要領では、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」が指導で扱われていることから、例えば、保健体育科における共生の視点に立った関わり方の学習、生活科における身近な人々との接し方の学習、音楽科、図画工作科、美術科や芸術科における感じ方や表現の相違や共通性、よさなどの気付きを通した自己理解や他者理解の学習、道徳科における正義、公正、差別や偏見のない社会の実現に関する学習、特別活動におけるよりよい集団生活や社会の形成などの学習を通して、各教科等の見方・考え方を関連付けながら、社会の急激な変改の中で多様な人々が共に生きる社会の実現を目指していくことが必要となる（中央教育審議会, 2016）。このような指導を、一人一人の教育的ニーズに応じて行うためには、組織的・継続的な対応が必要となる。特別支援学級に在籍する児童生徒は、通級による指導を受ける児童生徒とともに、個別の教育支援計画、個別の指導計画を全員作成・活用することとなっている（文部科学省, 2018d, 2018e, 2019b）。交流及び共同学習のさらなる推進のためにも、通常の学級において個に応じた指導や支援の状況に関する把握は重要といえる。

（３）学習指導要領の着実な実施に向けて

小・中学校学習指導要領（文部科学省, 2018a, b）、高等学校学習指導要領（2019a）並びに小学部・中学部学習指導要領（2018c）及び高等部学習指導要領（文部科学省, 2019c）は、移行期間を経て令和２年度には小学校・特別支援学校小学部において実施された。令和３年度には中学校・特別支援学校中学部において、令和４年度には高等学校・特別支援学校高等部においても実施される。これに基づいた教育課程も時を同じくして本格的に実施されることになる。学習指導要領の着実な実施を図るためには、文部科学省、国立特別支援教育総合研究所、都道府県等教育センター、特別支援教育に関する研究団体等が連携し、特別支援教育に係る教育課程の編成・実施についての実態把握、教育課程の改善・充実のための研究開発等に取り組む必要性、及び全国的な状況を経年で把握・分析することが重要となる（中央教育審議会, 2016）。

２．目的

小・中学校学習指導要領（文部科学省, 2018a, b）、高等学校学習指導要領（2019a）並びに小学部・中学部学習指導要領（2018c）及び高等部学習指導要領（文部科学省, 2019c）は、移行期間を経て令和２年度には小学校・特別支援学校小学部において実施された。令和３

年度には中学校・特別支援学校中学部において、令和4年度には高等学校・特別支援学校高等部においても学年進行で実施される。これに基づいた教育課程も時を同じくして本格的に実施されることになる。そこで本研究では、関係団体と連携した研究体制を構築し、小・中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領並びに小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領に基づいて編成・実施される教育課程のもとで、育成を目指す資質・能力の指導の状況や、学びに必要な一人一人への支援状況などを経年で把握する、という目的を設定した。

3. 全体計画

本研究は、5年計画で実施された。前半を平成28年度・29年度、後半を平成30年度から3年とし、テーマを変えて実施・計画をしている。各研究については、以下のとおりである。

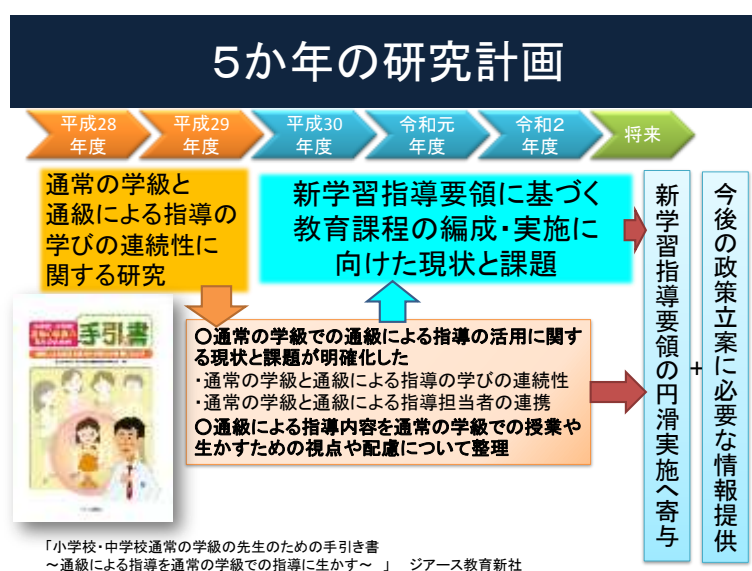
(1) 平成28～29年度

平成28～29年度は、通常の学級と通級による指導の学びの連続性に関する研究を行った（図I-1の平成28～29年度の部分）。アンケート調査は、小・中学校等を対象として、通級による指導を実施している市区町村教育委員会（抽出）、該当市区町村内において通級による指導を受けている児童生徒の在籍している学校長及びその担任からの回答を分析した。合わせて、市

区町村教育委員会より推薦のあった小・中学校と通級指導教室等に訪問調査も行った。これらの研究を基に、通級による指導の内容を、通常の学級での授業や生活に生かすための視点や配慮について整理し、通常の学級の教師を対象とした「手引き書」を作成した。これらの研究の結果及び成果は、報告書（平成30年3月）にまとめ、研究所Webサイトに掲載している。

(2) 平成30～令和2年度

平成29年・30・31年告示の学習指導要領の内容に基づく教育課程の編成・実施状況の把握という目的に沿って、質問紙調査、並びに特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級における教育課程編成・実施にかかる事例の収集を行った（図I-1の平成30～令和2年度の部分）。質問紙調査の実施計画との関連では、研究期間の最終年度に当たる令和2年



図I-1 5か年の研究計画

度には、小学部・小学校において、それ以降も令和3年度から中学部・中学校、令和4年度から高等部・高等学校において、改訂された学習指導要領が完全実施されることとなっていた。そこで、当初、1～2年次に予備調査を行い、調査結果の分析と質問項目の精査を続け、最終年度に当たる令和2年度には、学習指導要領の改訂を迎えた小学部・小学校を対象として、予備調査で収集したデータとの関連や比較を通じ、学習指導要領改訂前後の状況を論じるという計画を有していた。これに基づき、平成30年度は①小・中学部を設置する特別支援学校の教務主任、②小・中学校の特別支援学級担任、③小・中学校の通級指導担当者、④小・中学校の校長、のそれぞれを対象として予備調査という位置付けのもと調査を行った。これに続き、令和元年度は、平成30年度に検討した質問項目を基に、⑤特別支援学校高等部、及び⑥高等学校においても、特別支援教育にかかる教育課程編成・実施に関する状況の把握を目的とした調査を実施した。

ところが、令和2年度を迎えた時点で新型コロナウイルス感染拡大の影響が生じ、調査対象となった各学校において、感染症対策等の緊急対応が増大した。この事態を勘案し、本研究所において実施する調査等の計画の大幅な見直しが行われた。本研究についても、各学校に対する調査の実施時期を検討した結果、令和2年度に実施を予定していた本調査を中止することとした。これに代わり、令和元年度まで実施した調査の結果を再分析し、そこで課題となっている事項について、小・中学校学習指導要領（文部科学省, 2018a, b）、高等学校学習指導要領（2019a）並びに小学部・中学部学習指導要領（2018c）及び高等部学習指導要領（文部科学省, 2019c）に基づく教育課程の編成・実施に向けて教育課程の研究に取り組む特別支援学校4校及び小・中学校の特別支援学級2学級の取組を聴取する形で研究を進め、教育課程の改善に向けた具体的な取組を明らかにすることとした。

以上の研究と並行し、本研究では、海外において障害のある子供たちの個々の教育的ニーズに応じた指導の充実や、子供たちの自立と社会参加の推進に向けた学校教育の現状と課題等に関する情報収集を目的とした訪問調査も実施した。調査対象としたのは、障害のある児童生徒が通常のカリキュラムで学ぶことが原則となっているアメリカ、通常教育課程に繋がる基本的で原初的な段階であるPスケールというツールを用いて実態把握を行っていたイギリス、通常学校に *unités localisées pour l' inclusion scolaire*（略称：Ulis）という可能な限り通常の学級で学習するためのユニットを設けて個に応じた指導を行うフランス、の3か国だった。

4. 本報告書の構成

（1）各章のまとめ方

本研究は、6つの調査研究、6つの事例研究、3つの海外への訪問調査を実施した。各研究は内容ごとに章立てしながら結果や考察を示し、第8章において本研究の総合考察を示すこととした。第2章以降の構成は、以下のとおりである。

第Ⅱ章 特別支援学校における準ずる教育課程

第Ⅲ章 特別支援学校における知的障害の教育課程及び自立活動を主とした教育課程

第Ⅳ章 特別支援学校における自立活動の指導

第Ⅴ章 小・中学校特別支援学級における特別の教育課程

第Ⅵ章 小・中・高等学校における通級による指導

第Ⅶ章 小・中・高等学校等の通常の学級における障害のある児童生徒に対する指導や支援

第Ⅷ章 研究のまとめ

なお、海外への訪問調査については、第9章に資料編を設け、これらの知見を掲載し、各章との関連について第8章の研究のまとめで取り上げていくこととした。

また、今回の学習指導要領の改訂において、総則部分に特別支援学級の教育課程の関連規定が示された。小・中学校の特別支援学級の設置数が増える中、特別支援教育の充実を図るためには、管理職や特別支援学級の担任、教務主任などが特別支援学級の教育課程を理解することが不可欠であり、新たに小・中学校特別支援学級の教育課程編成のガイドブックを作成し、第9章の資料編に掲載した。本ガイドブックは、既に刊行されている「小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブック-試案-」を原型としつつ、文部科学省や研究協力者からの助言を踏まえながら、平成29・30年に告示された学習指導要領の内容を踏まえた教育課程の編成・実施の状況に関する本研究の調査、及び知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級を対象とした事例研究での知見を盛り込んだ。本ガイドブックは、第1章で特別支援教育の動向、第2章で特別支援学級の教育課程編成の基本的事項、第3章で特別支援学級の教育課程の実施に関する事例、第4章で特別支援学級の学級経営を支える管理職等の役割などで構成している。

引き続き、特別支援学級の実態を分析するとともに、これまでの本研究所の特別支援学級の教育課程に関する研究の知見などを生かしながら、本ガイドブックの充実に向けて検討していく。

（2）研究の方法と結果等を記載した章

①調査研究

6つの調査研究の方法及び結果等を掲載した章の一覧を表Ⅰ－1に示す。6つの調査研究のうち、a.～d.は平成30年10月から12月、e.及びf.は令和元年10～11月の間に実施した。いずれも本研究所の倫理審査委員会の許諾を得て実施された（許可番号は、a.～d.が30-38、e.及びf.が2019-30）。いずれの調査も、全国の特別支援学校、特別支援学級設置小・中学

校、通級指導教室設置小・中学校、特別支援学級及び通級指導教室の設置の有無を問わず全ての小・中学校とした。ただし、a.～d.については、実施時期に北海道、札幌市、大阪府、大阪市、岡山県、岡山市、広島県、広島市、愛媛県において自然災害が起こったため、これらを除く、42都府県、16政令市から対象を抽出している。

表 I－1 調査研究の方法及び結果等を掲載した章

名称	時期	対象	対象の抽出	回収方法	回収率	結果等を掲載した章
a. 特別支援学校 小・中学部教育課程 状況調査	平成30年10月 ～12月	教務主任	全国の特別支援学級設置小・中学校リストをもとに、各都道府県の設置校の比率に応じ、600校を無作為に抽出。	ダウンロードした回答シートに回答を入力し、電子メールにて提出	38.0%	第2章 第3章 第4章
b. 小・中学校特別 支援学級教育課程 状況調査	平成30年10月 ～12月	特別支援学級 担任	全国の特別支援学級設置小・中学校リストをもとに、各都道府県の設置校の比率に応じ、600校を無作為に抽出。	ダウンロードした回答シートに回答を入力し、電子メールにて提出	20.7%	第5章
c. 小・中学校通級指導 教室教育課程状況 調査	平成30年10月 ～12月	通級指導担当者	全国の通級指導教室設置小・中学校リストをもとに、各都道府県の設置校の比率に応じ、600校を無作為に抽出。	ダウンロードした回答シートに回答を入力し、電子メールにて提出	22.2%	第6章
d. 小・中学校教育課程 状況調査	平成30年10月 ～12月	学校長	各都道府県の小・中学校の比率に応じ、607校を無作為に抽出。	ダウンロードした回答シートに回答を入力し、電子メールにて提出	20.9%	第7章
e. 特別支援学校 高等部教育課程 状況調査	令和元年10 ～11月	教務主任	視覚障害特別支援学校53校、聴覚障害特別支援学校62校、知的障害特別支援学校305校、体不自由特別支援学校123校、病弱特別支援学校57校を抽出。	ダウンロードした回答シートに回答を入力し、電子メールにて提出	50.2%	第2章 第3章 第4章
f. 高等学校教育課程 状況調査	令和元年10 ～11月	教務主任	通級設置校については、調査時点で把握された132校を対象とし、通級設置のない全国の高等学校は600校を無作為に抽出。	郵送にて質問紙を配布し、返送	設置校 56.0% 非設置校 40.1%	第6章 第7章

a.特別支援学校小・中学部教育課程状況調査（平成 30 年度；第 2、3、4 章に掲載）

本調査は、都道府県及び政令市立の特別支援学校より 600 校を抽出し、各校の教務主任 1 人を対象とした。障害種によって学校設置数に差があることから、各障害種の状況を分析するために、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校、病弱特別支援学校については全校を対象に行い、知的障害特別支援学校、肢体不自由特別支援学校については、一定の比率で無作為に抽出することにした。その結果、視覚障害特別支援学校 52 校、聴覚障害特別支援学校 67 校、知的障害特別支援学校 283 校、肢体不自由特別支援学校 141 校、病弱特別支援学校 57 校となった。

回答方法は、対象校の学校長あてに送付した依頼文に記載された URL にアクセスして、回答シートをダウンロードし、電子メールにて提出する形をとった。なお、複数の障害種を対象にした学校については、対象障害部門の教育課程を指定して回答を求めることにした。また分校及び分教室が設置されている学校については、本校のみの状況に回答を求めることにした。回答は 228 校、回収率は 38.0%だった。

b. 小・中学校特別支援学級教育課程状況調査（平成 30 年度；第 5 章に掲載）

特別支援学級設置小・中学校を対象とした調査では、全国 600 校の特別支援学級担任に対して質問紙を配付した。抽出手続であるが、全国特別支援学級設置小・中学校リストを基に、各都道府県の設置校の比率に応じ、小・中学校 600 校を無作為に抽出した。各校の特別支援学級担任のうち、小 3、小 6、中 3 を担任する教員の中から名字の頭文字の音を 50 音順に並べて一番となった教員 1 人に回答を依頼した。小 3、小 6、中 3 を担任する教員がいない場合も、50 音順に並べて一番となった教員 1 人に回答を依頼した。

回答方法は、対象校の学校長あてに送付した依頼文に記載された URL にアクセスして、

回答シートをダウンロードし、電子メールにて提出する形をとった。回答は 124 校、回収率は 20.7%だった。

c. 小・中学校通級指導教室教育課程状況調査（平成 30 年度；第 6 章に掲載）

通級指導教室設置小・中学校を対象とした調査では、全国 600 校の通級による指導の担当者に対して質問紙を配付した。抽出手続きであるが、全国通級設置小・中学校リストを基に、各都道府県の設置校の比率に応じ、小・中学校 600 校を無作為に抽出した。抽出された学校の通級による指導の担当者の名字の頭文字の音を 50 音順に並べて一番となる常勤者 1 人に回答を依頼した。

回答方法は、対象校の学校長あてに送付した依頼文に記載された URL にアクセスして、回答シートをダウンロードし、電子メールにて提出する形をとった。小学校 110 校、中学校 23 校、計 133 校からあり、回収率は 22.2%であった。

d. 小・中学校教育課程状況調査（平成 30 年度；第 7 章に掲載）

特別支援学級及び通級指導教室の設置の有無を問わず各都道府県の小・中学校の比率に応じ、小学校 410 校、中学校 197 校、計 607 校を無作為に抽出し、各校の校長に回答を依頼した。

回答方法は、対象校の学校長あてに送付した依頼文に記載された URL にアクセスして、回答シートをダウンロードし、電子メールにて提出する形をとった。回答は 127 校で、そのうち小学校が 94 校、中学校が 33 校あり、回収率は、全体で 20.9%であった。

e. 特別支援学校高等部教育課程状況調査（令和元年度；第 2、3、4 章に掲載）

本調査は、都道府県及び政令市立の特別支援学校より 600 校を抽出し、各校の教務主任 1 人を対象とした。障害種によって学校設置数に差があることから、各障害種の状況を分析するために、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校、病弱特別支援学校については全校を対象に行い、知的障害特別支援学校、肢体不自由特別支援学校については、一定の比率で無作為に抽出することにした。その結果、視覚障害特別支援学校 53 校、聴覚障害特別支援学校 62 校、知的障害特別支援学校 305 校、肢体不自由特別支援学校 123 校、病弱特別支援学校 57 校となった。

回答方法は、対象校の学校長あてに送付した依頼文に記載された URL にアクセスして、回答シートをダウンロードし、電子メールにて提出する形をとった。なお、複数の障害種を対象にした学校については、対象障害部門の教育課程を指定して回答を求めることにした。また分校及び分教室が設置されている学校については、本校のみの状況に回答を求めることにした。回答は 301 校、回収率は 50.2%だった。

f. 高等学校教育課程状況調査（令和元年度；第 6、7 章に掲載）

全国の都道府県立及び政令市立の高等学校から無作為に抽出された高等学校 600 校及び、調査時点で通級による指導を行っていた高等学校 132 校を対象とした。回答者は当該学校の教務主任である。

郵送により質問紙を回答者に配付した。回答者は質問紙に回答を記入し、同封した返送用封筒にて回答を返送した。回収率は、通級指導教室設置校が 132 校中 74 校で 56.0%、非設置校が 600 校中 241 校で 40.1%だった。

②事例研究

6つの事例研究の概要及び結果等を掲載した章の一覧を表Ⅰ－2に示す。以下には、6つの事例研究に共通して行われた、対象の選定、研究実施の手続き、倫理的配慮について述べる。

a. 対象の選定

平成30年度、令和元年度の予備調査の回答より、教育課程の編成・実施に関する課題解決の検討を進めていると認められた学校で、協力の内諾を得られた学校に協力を依頼し、教育課程編成に関わる者（特別支援学校教務主任、教育課程の編成にかかる研究担当、特別支援学級主任など）を選定した。取り上げる事例数の確保を図るために、予備調査の回答から選出しきれない場合は、研究員のフィールドワークで得た情報を基に、教育課程の編成・実施に関する課題解決の検討を進めていることが認められた学校で、協力の内諾を得られた学校を追加した。抽出された学校は、特別支援学校4校、小学校1校、中学校1校であった。

表Ⅰ－2 事例研究の概要及び結果等を掲載した章の一覧

No.	学校/学級	障害種等	教育課程	事例研究の主な内容	結果等を掲載した章
1	特別支援学校	聴覚障害	準ずる課程	教科等横断的な視点からの教育課程の編成に係る取組	第2章
2	特別支援学校	知的障害	知的障害教育課程	学習評価の活用に関する取組	第3章
3	特別支援学校	知的障害	知的障害教育課程	各教科の指導の改善・充実を目指した取組	第3章
4	特別支援学校	肢体不自由	自立主教育課程	自立活動の具体的な指導内容を設定するまでの例(流れ図)を活用した指導の充実を目指した取組	第4章
5	小学校特別支援学級	知的障害	知的障害教育課程	教育課程の見直しの取組	第5章
6	中学校特別支援学級	自閉症・情緒障害	準ずる教育課程	自立活動の個別の指導計画を活用した交流及び共同学習の指導の実際	第5章

b. 手続き

研究期間を通じて、定期的に各学校を訪問し、新学習指導要領に基づいて教育課程を編成・実施するに当たって研究協力機関が直面する課題の詳細、課題解決の方策に関する聞き取り、及び課題解決をねらって行われる教育課程の編成・実施・評価にかかる校内の協議内容、具体的な手続きなどに関する記録や資料の収集を行う。聞き取りと関連する実践については、可能な範囲で授業の参観を行う。

取り組みの進捗が図られ、新学習指導要領に基づく教育課程が実施された段階では、教育課程上の指導実践における成果や課題について、改めて聞き取り、及び関連する実践の参観を行う。

c. 倫理的配慮

研究内容、方法、事後の公表等に関する説明文書を各校に示し、校長の研究協力への同

意を得た場合に限り、研究活動を行うこととした。同意の確認は、文書により行った。研究により得られた情報は、匿名化し、厳重に管理することとした。以上の手続きは国立特別支援教育総合研究所の倫理審査委員会の承認を得たものである（承認番号：2019－44）。

（横倉・若林・北川）

引用文献

- 中央教育審議会 (2016). 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）. http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/__icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf（アクセス日, 2018-12-14）
- 中央教育審議会教育課程部会児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ (2018). 児童生徒の学習評価の在り方について（これまでの議論の整理（案））. http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/080/siryo/__icsFiles/afieldfile/2018/12/19/1411680_1.pdf（アクセス日, 2018-12-25）
- 心のバリアフリー学習推進会議 (2018). 学校における交流及び共同学習の推進について～「心のバリアフリー」の実現に向けて～. <https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/__icsFiles/afieldfile/2018/03/14/1401341_2.pdf>（アクセス日 2020-10-29）
- 文部科学省 (2018a). 小学校学習指導要領（平成 29 年告示）. 東洋館出版社.
- 文部科学省 (2018b). 中学校学習指導要領（平成 29 年告示）. 東山書房.
- 文部科学省 (2018c). 特別支援学校幼稚部教育要領小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年 4 月告示）. 海文堂出版.
- 文部科学省 (2018d). 小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編. 東洋館出版社.
- 文部科学省 (2018e). 中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編. 東山書房.
- 文部科学省 (2018f). 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）平成 30 年 3 月. 開隆堂出版.
- 文部科学省 (2019a). 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）. 東山書房.
- 文部科学省 (2019b). 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 総則編. 東洋館出版社.
- 文部科学省 (2019c). 特別支援学校高等部学習指導要領（平成 31 年告示）. 海文堂出版.
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 (2018). 特別支援教育資料（平成 29 年度）. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1406456.htm（アクセス日, 2018-12-26）